

ミャンマー連邦共和国

経済特区法

2011

# ミャンマー連邦共和国 経済特区法

## 目次

第一章	表題及び定義.....	1
第二章	目的.....	2
第三章	経済特区.....	2
第四章	ミャンマー連邦共和国 経済特区に関する中央委員会、中央実行委員会及び 管理委員会の設置、並びにその職務と責任.....	4
第五章	投資家の特権.....	7
第六章	開発者及び投資家の特有の義務.....	9
第七章	土地利用.....	11
第八章	銀行、資産運用及び保険業.....	12
第九章	税関局による商品の管理及び検査.....	12
第十章	伝染病予防のための検疫検査と防止対策.....	13
第十一章	労働関連.....	13
第十二章	その他規定.....	14

ミャンマー連邦共和国  
国家平和開発評議会  
ミャンマー連邦共和国 経済特区法  
(国家平和開発評議会法 2011 年第 8 号)

ミャンマー暦 1372 年 1 月 8 日  
(西暦 2011 年 1 月 27 日)

## 第一章 表題及び定義

1. 本法の名称を、ミャンマー連邦共和国経済特区法とする。
2. 本法で使用する用語を、以下に定義する。
  - (a) **経済特区**とは、本法に基づき、国家の経済発展の更なる促進を目的として、適切な地域において面積、範囲及び境界線を政府が確定し、経済特区として設立、通知した区域を指す。
  - (b) **輸出加工区**とは、本規定に従い、輸出製品に関連する機械、原材料及び特別なサービスを経済特区内に輸入し、国内または海外からの輸出加工を安全に行う地区を指す。当該加工区は境界が定められ、厳重に柵で囲まれ、税関局による監督を受ける。
  - (c) **準貿易区**とは、空港、駅または港の近くに特別に定められた積み替えのための荷下し及び船積み、倉庫保管または再梱包を実施し、税関局が監督する区域を指す。
  - (d) **開発者**とは、経済特区のインフラストラクチャーの一部または全体の開発及び経済特区に設備を供給するために、建物の建設、モデル設計、企画、促進または資金提供をする責任を与えられた個人又は組織を指す。
  - (e) **投資家**とは、中央委員会が定める通貨にて経済特区内に投資する、事業許可を取得した国内または外国の自然人または法人を指す。
  - (f) 「**国民、居住外国人、非居住外国人及びキャピタル・ゲイン**」の定義は、所得税法における定義と同じものとする。
  - (g) 「**サービス**」とは、賃金、報酬または対価のために供与されるサービスを指す。この表現には、貿易、娯楽、ホテル、ゲストハウス及び飲食業、観光、並びに政府が適宜サービスと定める事業も含まれる。
  - (h) **政府**とは、ミャンマー連邦共和国政府を指す。

- (i) **中央委員会**とは、本法に基づき、政府がミャンマー連邦共和国の経済特区に関連して組織する中央委員会を指す。
- (j) **管轄省庁**とは、本法に基づき、必要な職務と任務を遂行する責任を負うものとして、政府が定め、任命するミャンマー連邦共和国の省庁を指す。
- (k) **中央実行委員会**とは、本法に基づき、中央委員会が組織する実施機関を指す。中央実行委員会は、経済特区に関連する業務の遂行において、中央委員会を支援するための組織である。
- (l) **ミャンマー連邦共和国委員会**とは、本法に基づき、関連する経済特区における管理及び監督業務を実行するため、中央委員会により組織された経済特区管理委員会を指す。

## 第二章 目的

- 3. 本法の目的は、以下の通り。
  - (a) 外国投資の事業許可に際し、国家主権の維持、保護及び防衛のための枠組に基づくこと。
  - (b) 経済特区の設立及び運営により、国の経済発展を促進すること。
  - (c) 国内の産業及び最先端技術を発展させること。
  - (d) 製品加工、貿易及びサービス産業を向上させること。
  - (e) 国民への最先端技術の訓練、習得及び移転を可能とすること。
  - (f) 国民の雇用機会を創出すること。
  - (g) 国内のインフラストラクチャーを整備すること。

## 第三章 経済特区

- 4. 政府は、国家の更なる経済発展促進のために、適切な場所において土地の面積、範囲及び境界線を確定し、経済特区の設立を通知することができる。
- 5. 経済特区には、ハイテク産業区、情報及び電気通信技術区、輸出加工区、港湾区、ロジスティクス及び運輸区、科学及び技術研究開発区、サービス業区、準貿易区並びに政府が適宜指定する区域が含まれる。

6. 経済特区にて投資が可能な業種及び場所は、以下の通り。
  - (a) 製品加工業、ハイテク生産業、工業、農業、畜産及び水産業、鉱業並びに林業を含む製造業。
  - (b) 貿易、ロジスティクス及び運輸、倉庫、ホテル・観光、教育・健康、住宅関連、インフラ供給及び支援センター、自然環境保護・保全関連、リクリエーション・リゾートセンターを含むサービス業。
  - (c) 道路、橋梁、空港、港湾、電気、通信、水資源の環境保全・保護、廃棄物管理を含むインフラ建設業。
  - (d) 政府認可の下、中央委員会が決定するその他の産業。
  
7. 第4項に基づいて設立される経済特区は、
  - (a) 政府が採用した経済政策に従い、本法に基づき実施される区であること。
  - (b) 本法に基づき、経済特区の業務特性に沿って管理される区であること。
  - (c) 政府認可の下、中央委員会により決定された通貨にて投資され、利用される区であること。
  - (d) 第3項の目的を達成するため、国際商業市場に適合した製品加工及び輸出を行う区であること。
  - (e) 経済特区に関連する業務のため、迅速なワンストップ・サービスを実施する区であること。
  
8. 政府は、経済特区の投資家に対し、以下の事業分野で優先的に事業を行うよう促すものとする。
  - (a) ハイテク産業
  - (b) 国家の経済発展をより促進する事業
  - (c) 貿易、サービスをより促進する事業
  - (d) インフラ整備をより促進する事業
  - (e) 国民の雇用機会をより創出する事業
  - (f) 外国投資事業に国民の投資が含まれる事業
  - (g) 自然環境保護、保全に寄与する事業
  - (h) 中央委員会が適宜、優先的に指定するその他の事業

## 第四章 ミャンマー連邦共和国 経済特区に関する中央委員会、中央実行委員会及び管理委員会の設置、並びにその職務と責任

9. 政府は、

- (a) ミャンマー連邦共和国経済特区に関連する中央委員会を組織する。中央委員会は、関係省庁、政府部局及び組織の適任者にて構成し、経済特区の設立と運営について、本法に記載される職務と責任を遂行する。
- (b) 中央委員会の組織化において、メンバーの中から副議長、事務局長及び共同事務局長を決定し、任務を分掌する。

10. 中央委員会の職務と責任は、以下の通り。

- (a) 本法に定められた規定の実施、監督及び遵守をせしめること。
- (b) 経済特区を設立するため、政府関係部局及び組織の意見を心得て精査した後、適切な場所、必要な面積、範囲及び境界についての提案書を政府へ提出する。
- (c) 政府認可の下、経済特区に関連する業務の実施を可能とするため、中央実行委員会及び管理委員会を設立する。
- (d) 経済特区の開発、運営のための事業及び計画を採用する。
- (e) 管理委員会から提出された経済特区の開発計画を精査し、承認する。
- (f) 管理委員会に、第6項の事業を実施する任務を分掌すると共に、当該管理委員会の職務を監督し、適宜検査を行い、政府関係部局及び組織と連携する。
- (g) 開発者または投資家から提出された事業申請を精査し、承認、却下または修正をせしめる。
- (h) 政府認可の下、経済特区に応じて事業を行う権利を与える投資分野を定め、開発者または投資家に事業活動を許可する。
- (i) 政府認可の下、業種及び初期投資額に基づいて、大規模、中規模または小規模投資事業と定める。
- (j) 政府認可の下、経済特区内で使用する通貨を定める。
- (k) 政府認可の下、本法に基づき徴収される租税、賃料及び土地使用料の決定、並びに課税の減免を行う。
- (l) 経済特区内において、迅速なワンストップ・サービス方式により実務が行われるようにする。
- (m) 政府認可の下、経済特区内において管理、治安、運営及び開発関連の業務を行う部局及び組織を構築し、それらの職務と責任を決定する。それにより、管理委員会が直接、当該部局及び組織を監督し、当該部局は管理委員会の指示に従いその職務と責任を遵守し、これを実施せしめる。

- (n) 経済特区に関する実施状況の報告を、政府に提出する。
- (o) 経済特区に関し政府が与えるその他の職務と責任を遂行する。

11. 中央委員会は、政府認可の下、

- (a) 経済特区関連の業務実施を支援するため、規定の政府部局及び組織の人員から成る中央実行委員会を組織する。
- (b) 第 13 項の職務と責任の遂行するため、規定の政府部局及び組織の人員から構成される経営委員会を各経済特区に組織する。
- (c) 上記 (a)、(b) 項の中央実行委員会及び管理委員会を組織する際、議長、副議長、事務局長及び共同事務局長を決定し、職務を分掌する。
- (d) 上記 (a)、(b) 項の下に組織された中央実行委員会及び管理委員会のメンバー交代の際、メンバーを任命することができる。また、必要に応じて、改編を行うことができる。
- (e) その他、適切な実施組織を組織し、職務を分掌する。

12. 中央実行委員会の職務と責任は、以下の通り。

- (a) 管理委員会、開発者または投資家より提出された経済特区の建設及び投資事業の提案書を精査した後、中央委員会に提出する。
- (b) 管理委員会から提出された経済特区計画を、実施に向けて精査し、中央委員会に提出する。
- (c) 経済特区のカテゴリーを決定するため、優先事業、区域毎の実施事業、大規模、中規模または小規模の投資事業区分を精査した後、中央委員会に提出する。
- (d) 国際的な経済特区に関連する事象について調査し提出する。また、ミャンマー連邦共和国で実施されるべきその他の経済特区及び地域について、中央委員会に提言し提出する。
- (e) 中央委員会の許可の下、本規定に従い、関連する経済特区における投資事業の実施のため、関連部局及び組織と連携する。
- (f) 経済特区に関連する管理、運営及びその他の法律事項について精査した後、提言及び提出を行う。
- (g) 中央委員会から与えられたその他の職務と責任を遂行する。

13. 管理委員会の職務と責任は、以下の通り。
- (a) 中央委員会及び中央実行委員会に、経済特区の開発計画を提出し、経済特区の実施と運営を成功させるために必要な承認を得る。
  - (b) 中央委員会の認可の下、本規定に従い、当該経済特区での投資事業実施が可能となるよう調整する。
  - (c) 投資・設立計画の実施、土地の利用、環境保全、廃棄物管理、保健衛生、教育、財務・税務、開発、運輸、通信、治安、電気、エネルギーと水資源等について監督及び検査を実施し、関係政府部局及び組織との連携を図る。
  - (d) 必要に応じ、政府関係部局及び組織と調整し、現行法に準拠する範囲で、投資家の資産、利益及びその他の権利を保護する。
  - (e) 必要に応じ、経済特区に就労する外国人投資家と被雇用者、技術者、従業員が入国ビザ及び滞在許可を取得できるよう政府関係部局及び組織と連携する。
  - (f) 必要に応じ、ミャンマー連邦共和国中央銀行と連携し、経済特区内の投資家の資産管理、外為為替及び金融事業の監督を実施する。また国内にて、外資系銀行として業務許可を取得した銀行との連絡や業務について、ミャンマー連邦共和国中央銀行と連携する。
  - (g) いかなる経済特区においても、開発者、インフラ建設の責任を請け負う企業あるいは投資家と連携し、本規定に従って許可を与え、その活動を監督する。
  - (h) 現行法に基づき、管理委員会が許可可能な業務について、ワンストップ・サービスを実施する。
  - (i) 経済特区の主要計画に従い、建設作業と設計を精査し、承認する。
  - (j) 現行法に従い、経済特区内の自然環境の保護、保全を監督する。また、産業廃棄物の廃棄処理システムを精査し、本規定を遵守していない場合は、開発者または投資家に対し、規定に則った処理をせしめる。
  - (k) 政府及び中央委員会より特別に分掌された職務と責任を遂行する。
14. 管理委員会は、開発者または投資家に対し、経済特区内での投資事業に関する業務契約において、特別な専門技能を必要とする業務を除き、国内の経営者、企業または組織と契約するものとする。投資家が助言を求めた場合は、その業務のために然るべき国内の経営者、企業または組織が得られるよう調整を行う。



## 第五章 投資家の特権

15. 投資家は、本規定に従い、以下の事業を行う権利を有する。
  - (a) 原材料から完成品の製造、機械による製品加工、倉庫保管業、輸送業、サービス提供。
  - (b) 投資事業で使用される原材料、梱包資材、機械・機器類、燃料の国内または海外から経済特区への輸入及び輸送。
  - (c) 貿易、輸出及び輸入。
  - (d) 管理委員会の規定に基づき、投資事業により生産されたその他の製品の内、医薬品と食品を除く、標準以下で消費可能な商品の国内市場への販売。
  - (e) 管理委員会の許可に基づき、経済特区における投資事業及び海外サービス業務のための事業所の設立と運営。
  - (f) 管理委員会の許可に基づいた現行法で禁止されていないその他の事業。
  
16. 投資家は、
  - (a) 経済特区にて生産した製品を、国際市場において販売する。
  - (b) 輸入した資材・原材料は自社の生産のみに用い、国内市場では販売しない。
  - (c) (a) 及び (b) 項の商品の国内販売を希望する場合には、管理委員会の許可を取得し、現行法の下での規則に基づき、規定された租税を支払う。
  
17. 経済特区に投資し、事業を行う投資家は、
  - (a) 生産またはサービス開始日から起算し、最初の 5 年間の輸出収益について、所得税の免税を申請することができる。
  - (b) 2 期目の 5 年間の輸出収益について、現行法に定める所得税の 50%減税を申請することができる。
  - (c) 3 期目の 5 年間については、輸出収益を再投資する場合は、当該投資利益に対し、現行法に定める所得税の 50%減税を申請することができる。
  - (d) 上記 (a)、(b) 項に定める減免期間の終了後、本法の下で所得税の減免が認められない場合は、現行法に定める税率にて所得税を支払うものとする。
  
18. 経済特区で投資及び実施される製品加工業の減免期間が終了した後、大規模の投資事業において輸出額が生産額全体の 50%を超える場合、中規模は 60%、小規模は 70%を超える場合は、該当年について所得税の免税を申請することができる。

19. 経済特区内において、投資家は、
- (a) 長期投資の促進を目的とした固定資産の売却、交換またはその他の方法にて移転を行った場合は、政府に対し、中央委員会が規定した金額を支払うものとする。当該金額は、事業分野、投資額及び売上額に基づいて計算された利益の50%を超えないものとする。
  - (b) 現行法に基づき、上記 (a) 項の支払後、残りの収益より税金を支払う。  
**但し書：** 石油、天然ガス、石油化学業の場合、所得税法に定められた税率にて所得税を支払うものとする。
  - (c) 不動産リースにより所得を得た場合、現行法の下で規定された税率にて、所得税を支払うものとする。
  - (d) ミャンマー連邦共和国にて所得税を納付済みの利益の株主配当については、各株主へ配当する際、所得税の免税を申請することができる。
20. ミャンマー連邦共和国に法人企業を持たない非居住外国人が、いずれかの所有権または知的所有権に基づき、経済特区にて事業を行う権利を有する場合、
- (a) 支払者は、所得税法に定められた所得税率に従い、事業活動及び購入に対するロイヤルティー、利子及び支払の源泉徴収を行った上、該当者に支払うものとする。
  - (b) 支払者は、現行法に定められた所得税率に従い、レンタル料金及びその他の類似の収入について、源泉徴収を行った上、該当者に支払うものとする。
21. 当該投資家は、経済特区で雇用するミャンマー国民及び外国人スタッフ、労働者の給与と所得について、現行法で定める所得税率に基づき、中央委員会が指定する通貨にて所得税を源泉徴収し支払うものとする。
22. 経済特区内のサービス業は、
- (a) 事業開始時から起算し、定められた期間まで商業税の減税を受けることができる。
  - (b) 上記 (a) 項に定めた減税期間の終了後は、商業税法に基づき、商業税を支払うものとする。
23. 経済特区にて生産された輸出向け製品については、商業税及び付加価値税（VAT）の免税を申請することができる。

24. 投資家は、以下を行うことができる。
- (a) 輸出加工区に設立された輸出向け加工の企業へ、原材料、機械、機器を、関税及びその他の税を免税処置にて、輸入すること。
  - (b) 規定の下、投資事業に使用する自動車及び機械を、事業開始から起算し5年間は、関税及びその他の税を免除、その後5年間については、関税及びその他の税を50%減税措置にて、輸入すること。
  - (c) 輸出加工区を除く、経済特区のその他の区域は、現行法の下において、ミャンマー連邦共和国及び外国より投資事業に関連する原材料を、免税及び減税措置にて輸入する権利を有する。
25. 中央委員会は、政府の承認の下、国内全域の開発を目的として、経済的に後進で交通不便な地域に立地する経済特区の投資家に対し、本章で定めた免税及び減税期間の延長を定めることができる。

## 第六章 開発者及び投資家の特有の義務

26. 経済特区に居住する開発者、投資家、従業員、技術者、スタッフ及びその家族は、本法に加え、ミャンマー連邦共和国のその他の現行法も遵守しなければならない。
27. 開発者または投資家の事業に関して、損益計算書は黒字であるものとする。
28. 投資家は、輸出加工区の製造業について、
- (a) 必要な経営組織、事務所及び事業部、製造部門及び倉庫を、輸出加工区内のみに設立する。
  - (b) 未使用の原材料、梱包材及び機械の予備部品は、税関局が認めた倉庫または貯蔵所にて保管する。
29. 輸出加工区を除くその他の区域の製造業において、投資家は、使用する輸入原材料の税金を事前に支払い、製品を海外に輸出する際、第24項に基づく免税措置による還付を申請することができる。
30. 本法に基づいて課される租税の支払い義務を負う投資家は、
- (a) 定められた期限内に租税を支払う。当該の期限後まで支払いを延長する権利を有する場合、延長期間中は1日毎、支払い相当税額の0.5%を罰金として支払うものとする。

- (b) 租税の支払い忌避、延長期限後の支払い不能または拒否の場合は、政府関連部局及び組織が定める租税の5倍以下の罰金を支払うものとする。
- (c) 政府関連部局及び組織に対して、意図的に誤った統計を作成し提出したという十分な証拠が判明した場合、刑事上の手続きに則った法的措置の対象となる。
- (d) 税務上の紛争が生じた場合、先に税金を支払った後、関係部局に対して当該問題の再検証を申請することができる。

31. 投資家は、

- (a) 本規定に従い、経済特区で事業を行う企業、会社または組織を登録する。
- (b) 本規定に従い、管理委員会に対し投資事業の状況を報告する。
- (c) 本規定に従い、業務の統計と会計記録の作成、管理を適正に行い、監査を受け、関係部局による監査のために提出し、報告すること。
- (d) 投資企業の内、医薬品及び食品企業は、管理委員会の承認の下、期限切れで使用に適さない、また基準に満たない医薬品と食品を廃棄する。

32. 投資家は、

- (a) 投資事業、会社または組織の終了または清算を希望する場合は、本規定に従い、管理委員会の事前許可の下、終了または清算を行う。
- (b) 投資企業に関連して生じた紛争は、関連協定に記載された紛争処理手続きに従い処理する。
- (c) 管理委員会の承認の下、投資事業、会社または組織の株全体または一部の譲渡、売却を行う。
- (d) 第24(b)項に基づき、投資事業の使用目的にて輸入された機械及び自動車は、当該事業で不要となった場合または企業清算の際、管理委員会の承認の下、本規定及び現行法に従い譲渡または売却を行う。

33. 開発者または投資家は、投資事業の内、他の企業における特定の専門技能が必要な場合を除き、ミャンマー国内の起業家、企業または組織と契約し、業務を委託する。

34. 開発者または投資家は、自身の事業に関して環境汚染や大気汚染を生じさせないよう責任を負う。

## 第七章 土地利用

35. 中央委員会は、
- (a) 政府認可の下、土地のリース料または利用料を支払った開発者または投資家に対して、最短で 30 年の土地のリースまたは利用を許可することができる。
  - (b) 大規模の投資企業が、上記 (a) 項で許可された期間満了後も事業の継続を希望する場合、期間満了後 30 年間と、更に 15 年間の延長を行うことができる。
  - (c) 中規模の投資企業が、上記 (a) 項で許可された期間満了後も事業の継続を希望する場合、期間満了後 15 年間と、更に 15 年間の延長を行うことができる。
  - (d) 小規模の投資企業が、上記 (a) 項で許可された期間満了後も事業の継続を希望する場合、継続した 5 年間の延長を 2 回まで行うことができる。
  - (e) 投資事業の種類と投資額により、開発者または投資家が実際に必要とする土地のリースまたは利用期間を精査するものとし、許可することができる。
36. 投資家または開発者は、中央委員会によりリースまたは利用を許可された土地に立地する住居、建物、牧場及び庭、果樹園／畑、プランテーションについて、移転が必要な場合は、その移転費用を負担し補償するものとする。更に、移転する人々の基本的なニーズが当初の水準を下回らないよう実施するものとする。関連する管理委員会は、必要に応じ、この便宜を図るよう連携する。
37. 開発者または投資家は、
- (a) 規定の契約条件に従い、リースまたは利用の権利を取得した土地を使用するものとする。
  - (b) 現行法に基づき、事業許可の規定条件の範囲内において、投資事業のために、土地、建物の抵当権を設定、第三者への賃借、または売却をすることができる。売却の場合、第 19 (a) 項の規定を遵守するものとする。
  - (c) 投資家または開発者は、リースまたは利用の権利を取得した土地の地形または輪郭を許可なく修正または変更しないものとする。
  - (d) リースまたは利用の権利を取得した土地の地上または地下から、許可された事業と関連なく原契約に含まれていない天然鉱物資源または考古物が発見された場合は、直ちに管理委員会に報告するものとする。管理委員会が許可した場合、当該土地での事業を継続することができる。管理委員会が許可しない場合は、代替地へ移転するものとする。
  - (e) リースまたは利用を許可された土地にて事業を効率的に運営する意思を有する。従って、契約事業は、原契約に記載された期間内、あるいは事業許可日より 2 年以内に完了するものとする。完了しない場合は、許可は無効となり、当該土地は返却し、土地上の建物は撤去されるものとする。

## 第八章 銀行、資産運用及び保険業

38. 本規定に基づき、経済特区において外貨で事業を行う企業は、いずれかの銀行にて外貨口座を開設し、外貨の預け入れと支払いを行う権利を有するものとする。
39. 投資家は、以下の権利を有する。
  - (a) 製品の生産及び事業活動の期間中、本規定に基づき、中央委員会が決定した通貨にて評価し、支払う。
  - (b) 経済特区内または海外にて、自国の外貨を交換し、送金する。
40. 外資の保険会社及び合弁保険会社は、本規定に従い、経済特区において代理店を運営し保険業を行う権利を有する。

## 第九章 税関局による商品の管理及び検査

41. 異なる事業性質が複合する経済特区内の輸出加工区及び準貿易区は、
  - (a) 税関局の関与を伴う企業は、税関局の監督の下、事業を行う。
  - (b) 経済特区に移入または移出される製品、輸送車両、機械及び個人的な利用品については、本法と現行の関税法と規則を遵守するものとする。
  - (c) 税関局の担当者による検査及び安全の承認後、管理委員会の承認の下、本規定に従い、事業を開始する権利を有する。
42. 税関局は、輸出加工区及び準貿易区での投資企業について、
  - (a) 本規定に従い、投資家に対して、原材料及び機器の輸入、製品の製造並びに国内への移出及び海外への輸出を許可することができる。
  - (b) 輸出加工区内において、製品の製造事業と関連しない、製品の小売、卸売、一般貿易及び商品展示を許可しない。
43. 税関局は、輸出加工区及び準貿易区で事業を行う投資家が、以下を実施する際、本法及び現行の関税法と規則を遵守するよう監督する。
  - (a) 海外と経済特区間の製品輸送
  - (b) 経済特区と他の経済特区間の製品輸送
  - (c) 経済特区内の製品輸送
  - (d) 経済特区への輸送車両の進出入、及び個人的な利用品の移動と輸送

44. 本規定に従い、輸出加工区及び準貿易区内の投資家は、
- (a) 輸出製品の生産に必要な原材料、補助的資材、部品及び機器、梱包材並びに半加工品は、直接、国内にて調達するものとする。
  - (b) 上記 (a) 項で直接に調達した製品については、税関局の検査と承認を得るものとする。
45. 投資家は、国内市場より直接製品を調達する際は、輸出品目規定及び手続きを完全に遵守した販売者から購入するものとする。
46. 輸出向け製品の製造または最終的に海外へ輸出するために必要な原材料と機材を輸出加工区及び準貿易区へ輸入する際、投資家が規定を遵守する場合において、税関局は、ワンストップでの申告、書類検査及び製品検査を行うものとする。

## 第十章 伝染病予防のための検疫検査と防止対策

47. 検疫局の担当者は、
- (a) 製品、車両、コンテナ、動植物の経済特区への直接輸入、経済特区外への輸送、あるいは経済特区と港湾、空港または駅間にて輸送される場合は、伝染病の拡大を防ぐための検疫検査と隔離を行うものとする。
  - (b) 経済特区内での輸出入品目または投資事業について、必要に応じ、伝染病を拡大しないための検疫検査と隔離を行うものとする。

## 第十一章 労働関連

48. 管理委員会は、経済特区において、
- (a) 本規定に従い、雇用契約が締結されるよう監督するものとする。
  - (b) 雇用者、被雇用者の権利及び義務、または雇用契約に含まれる雇用条件を決定するに際して、最低賃金、賞与、休日、超過勤務手当、解雇補償、労働災害補償、退職、その他の権利等を定めた現行の労働法規を下回る条件とならないよう調整するものとする。
  - (c) 雇用者と被雇用者、専門家、スタッフの間に生じた紛争に際し、交渉と仲裁を行うものとする。
  - (d) 被雇用者、専門家及びスタッフの権利・保護が影響を受ける、またはこれを失うことのないよう検査と監督を行うものとする。
  - (e) 被雇用者とスタッフの最低賃金を決定することができる。

49. 経済特区において、管理委員会による交渉と仲裁にもかかわらず、雇用者と被雇用者、専門家またはスタッフの間の紛争が解決しない場合は、ミャンマー連邦共和国の労働争議法の下での決定を受諾するものとする。
50. 経済特区で働く外国人は、ミャンマー連邦共和国が発行する労働許可書を保持しなければならない。
51. 投資家は、
  - (a) 専門技能を必要とする業務において、ミャンマー国内の熟練労働者、技術者またはスタッフを雇用する際、事業開始年から最初の 5 年が終了する時点で国内の雇用者の割合を 25%以上とし、次の 5 年の満了時に 50%以上、3 回目の 5 年間の満了時には 75%以上とするものとする。
  - (b) (a) 項の下で採用する際、被雇用者やスタッフの技術向上に必要な訓練を用意し、提供するものとする。
  - (c) 専門技能を必要としない業務については、ミャンマー国民のみを雇用するものとする。
  - (d) 雇用の募集については、労働局 (The Work and Labour Recruitment Office)、ミャンマー国内の職業斡旋所、または自身の手配にて行うものとする。
  - (e) ミャンマー国内の熟練労働者、技術者及びスタッフを雇用する際は、既存の労働法と規則に従った雇用契約を、雇用者と被雇用者双方の同意の上で署名し、雇用するものとする。

## 第十二章 その他規定

52. 経済特区の投資事業は、許可を受けた期間内は国有化されないことを保証する。
53. 開発者または投資家が、経済特区につながる自動車道、鉄道、港湾及び橋梁などのインフラ建設を BOT (建設・管理運営・移転) またはその他の方式にて実行する提案書を提出した場合は、政府はこれを精査し、許可を与えることができる。
54. 関係省庁及び管区、州の各省庁は、本法に記載された関連業務を実施するものとする。
55. 関係省庁及び管区、州の各省庁より責任を分掌された者は、既存の税法及び歳入法に従い、本法に基づき回収可能な税金及び罰金を滞納者から回収するものとする。



56. ミャンマー連邦共和国憲法の規定に従い、すべての現行法の記載如何を問わず、本法の規定に関連するいかなる事柄においても、本法にのみに従い実施される。
57. (a) 管轄省庁は、中央委員会の業務を遂行する責任を負い、その費用を負担する。  
(b) 政府は、担当省またはその他の省に対し、管理委員会の業務遂行とその費用負担を割り当てることができる。
58. 政府は、必要に応じ、経済特区のために然るべき人員で構成される特別委員会を設置し、告示を行なうことで、中央委員会の職務と責任及び管理委員会の管理、監督業務を遂行することができる。
59. 本法に記載される条項の履行において、  
(a) 管轄省庁は、政府認可の下、必要な規則を制定できる。  
(b) 管轄省庁、関連省庁、中央委員会及び管理委員会は、必要な手続き、告示、指令及び命令を発布することができる。

国家平和開発評議会議長  
上級大将 タン・シュエ

## ミャンマー連邦共和国 経済特区法 2011

---

翻訳・発行： 駐日ミャンマー連邦共和国大使館

Embassy of the Republic of the Union of Myanmar

4-8-26, Kita-Shinagawa, Shinagawa-ku, Tokyo, 140-0001

Tel : + 81-3-3441-9291

Fax : + 81-3-3447-7394

URL : <http://www.myanmar-embassy-tokyo.net>

国際機関日本アセアンセンター 投資部

〒105-0004 東京都港区新橋 6-17-19 新御成門ビル 1F

Tel : +81-3-5402-8006

Fax : +81-3-5402-8007

e-mail : [info\\_in@asean.or.jp](mailto:info_in@asean.or.jp)

URL : <http://www.asean.or.jp>